名古屋市自立支援型配食サービス利用契約書

利用契約書の記載例

甲(利用者) ○○ ○○

乙(事業者) ○○ ○○

第１条(サービスの提供目的)

乙は、名古屋市自立支援型配食サービスにかかる関係規定及びこの契約に従い、甲

に対し、甲が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を支

援することを目的としてサービスを提供します。

第２条(契約期間)

この契約期間は、 　年 月 日から 　年 月 日とします。

ただし、上記契約期間満了日の○日以前までに甲から更新拒絶の申し出がない場

合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

1. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新前

の契約期間の日数とします。

第３条(配食サービスの基本内容)

第４条により甲の申し出による食事を甲の居宅に配達するとともに、食事を手渡し

する際、甲の様子を確認し、安否の確認を行います。

また、安否確認時に甲の様子に異常等がある場合には、甲の指定する緊急連絡先や

消防署等関係機関に連絡を行うなど、必要な措置を取ります。

第４条(甲の利用する食事の内容)

週間の利用予定 原則、月、水、金の昼食

食事の種類 ○○弁当(きざみ食)

　　 配送時間　　 　　午前１１時頃(交通事情等により、若干前後する場合があります。)

注意事項 食事は、配達後2時間以内に喫食し、それ以後は事故防止の観

点から喫食しません。

1. 甲は、いつでも配食サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。

乙は、甲からのサービス内容の変更の申し出があった場合、正当な理由がなければこれを拒みません。

第５条(介護予防支援事業者等との連携)

乙は、甲に対して配食サービスを提供するにあたり、甲が介護予防支援を受けてい

る場合にあっては、当該介護予防支援事業者等との密接な連携に努めることなどにより、

甲の心身の状況や置かれている環境、他の介護保険サービスの利用状況を把握するよ

うに努めます。

第６条(利用料等)

　 乙が提供する配食サービスの食事代及び利用料は、１食につき食事代○○○円(税込

み)、利用料○円（非課税）です。利用料は、配食サービス費200円のうち、負担割合証に記載する負担割合となります。

２ 乙から提供を受ける配食サービスが介護保険特別給付の適用を受けない場合の食事

代及び利用料は、１食につき食事代○○○円(税込み)、利用料200円（税別）です。

３　 甲が乙の提供する配食サービスをキャンセルする時は、原則としてサービスを受け

る前日までに連絡します。

４　 甲がサービスを受ける当日にキャンセルした場合、甲は乙に対し食事代の全額を負

担します。また、連絡なくサービスの提供時間に不在であった場合も同様とします。

５　 乙は、甲に対し、月ごとのサービスの利用実績を作成し、請求書に添付して送付し

ます。

６　 甲は請求内容を確認し、乙に対し、翌月○日までに○○○○の方法で利用料等を支

払います。

７　 乙は、甲から利用料等の支払を受けた時は、甲に対し、領収書を発行します。

第７条（利用料等の滞納）

　　 甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用料等を○カ月以上滞納した場合において、

乙が甲に対して滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず、全額の支払がないとき、

全額の支払があるまで甲に対する配食サービスの全部又は一部の提供を一時停止する

ことができます。

２　前項の一時停止の意思表示をした後、甲が乙に対し２週間経過しても全額の支払が無いときは、乙はこの利用契約を解除することができます。

第８条（契約の終了）

　　 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

１　 甲の介護認定等区分が、事業対象者、要支援１又は要支援２に該当する区分でなくなったとき。

２ 　甲が死亡した場合。

３　 第７条に基づき、契約の解除がなされたとき。

４　 第９条に基づき、甲又は乙から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した

とき。

第９条（甲及び乙の解約権）

　　 甲は乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

　　 この場合、○○日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契

約は解除されます。

２　 乙は甲が著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申入れにもかかわらず改善

の見込みがなく、第１条の配食サービスの提供目的を達成することが不可能となった

とき、○○日以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

第１０条（損害賠償）

乙は、甲に対する配食サービスの提供にあたって、事故が発生し、甲又は甲の家族

の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに甲

に対して損害を賠償します。

　 ただし、甲又は甲の家族に対して重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることが

できます。

２　 乙は事故発生に備えて○○損害保険会社の損害賠償責任保険に加入しています。

第１１条（緊急時の連絡先等）

　　第３条に規定する甲の指定する連絡先は、次のとおりです。

　　　　　氏　　　　名　　甲との関係　　電話番号１　　　電話番号２　　電話番号３

また、第５条の規定により、乙が連携をとる甲が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受けている介護予防支援事業は次のとおりです。

　　　　　介護予防支援事業者　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　　　　　担当ケアマネジャー　　氏　名

第１２条（身分証の携行）

　 　乙の配送員は、常に身分証を携行し、初めて甲の居宅を訪問したときや、甲や甲の

家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第１３条（秘密保持）

　　 乙及び乙の従業員は、正当な理由のない限り、甲に対する配食サービスの提供にあ

たって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。

２　 乙は乙の従業者が退職後、在職中知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがな

いよう必要な措置を講じます。

第１４条（苦情処理）

　　 甲又は甲の家族は、提供された配食サービスに苦情がある場合、いつでも次の苦情

担当者に苦情を申し立てることができます。

　　　　苦情担当者　　　　○○　○○　　　　電話　○○○－○○○○

２　 乙は甲又は甲の家族からの苦情に対し、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改

善に努めます。

第１５条（契約外事項）

　　本契約に定めのない事項については、介護保険法その他の諸法令、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱等の定めを尊重し、甲、甲の家族及び乙の協議により定めます。

　以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本契約書を２通作成し、甲及び乙は

署名の上、各自１通保有することとします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

ご利用者（甲）

　　　私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。

　　　　　住　所

　　　　　氏　名

　　　　　電　話

事業者（乙）（法人の場合は、事業所名と併せて法人情報も記載してください。）

　　　　　所在地（法人）

　　　　　法人名

　　　　　代表者職氏名

　　　当事業者は、この契約に定めるサービスを誠実に責任をもって行います。

　　　　　所在地（事業所）

　　　　　事業所名

　　　　　代表者職氏名

　　　　　電　話